

# 情報開示指針（2018年5月1日制定）

光・彩は、法令や規則に基づき行う情報開示を、以下に定める指針に基づき実施します。

## 1. 開示情報の種類

本指針の対象とする情報は、東京証券取引所（以下、東証）から適時開示が求められている発生事実や決定事実（以下、適時開示情報）、金融商品取引法や会社法に基づき開示する情報（有価証券報告書他）等、法令や規則に基づき開示する「重要な情報」とします。

## 2. 「重要な情報」の開示の基本原則

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーへ適切な情報開示を行うため、以下の5点を基本原則としています。

### 1. 関連法令および規則の順守

東京証券取引所制定の諸規則、金融商品取引法、会社法、その他関連の法令を遵守します。

### 2. 透明性

内容の如何に関わらず、事実に基づいて情報を開示します。

### 3. 適時性

開示すべき事実が判明した場合は、情報開示を適時かつ遅延なく行います。

### 4. 公正性

様々なステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるよう努めます。

### 5. 継続性

情報開示の内容について、継続性を持たせます。

### 6. 機密性

会社として公式に開示を行なうまでは、第三者（当社役職員含む）に情報を漏洩しません。

## 3. 「重要な情報」の開示の体制

上記の「重要な情報」の開示に係わる社内の体制は下記の通りとします。

### 1. 適時開示情報の開示

当社は管理部長を適時開示の責任者とします。管理部は、全社の適時開示関連窓口として、社内の各組織に適時開示の重要性について周知に努める一方、社内の各組織は、自己の組織における発生事実、決定事実のうち投資者の投資判断に重要な影響を与えると

考えられるものについて、管理部に報告・相談することとします。報告・相談のあった情報については、管理部長が、適時開示要否を確認のうえ、開示を行います。

## 2. 東証の適時開示以外の開示

上記 1 の東証適時開示とは別に、法令・規則に基づき開示が要求される以下の様な「重要な情報」については、管理部が、関係する社内各部門責任者と協議・検討の上、個々の法令・規則に沿った開示を行います。

1. 東証・有価証券上場規程に基づく開示（コーポレート・ガバナンス報告書）
2. 金融商品取引法に基づく開示（有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、臨時報告書、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類等）
3. 会社法に基づく開示（事業報告、計算書類・連結計算書類及び附属明細書）

## 4. その他

### 1. 「風説の流布（注 1）」への対応

市場での風説に対する問合せには、原則として我が社はコメントを行いません。但し、放置した場合に我が社に重大な影響があり得ると判断される場合には、適切な対応を取ることとします。

（注 1）金融商品取引法 158 条では有価証券の募集・売出・売買その他の取引のため、または有価証券の相場変動を図る目的で、市場に風説を流布することを禁じています。

### 2. 「沈黙期間（注 2）」の設定

当社は通期、四半期の業績公表直前の 3 週間は、業績見直し関連のコメントは一切行わないものとしします。但し、東証の適時開示規則や臨時報告書に関する開示を行うべき重要事実が発生した場合は、この限りではありません。

（注 2）沈黙期間は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保することを目的として定め、沈黙期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えます。ただし、この沈黙期間中にわが社が公表した業績予想を大きく外れるような事象が発生した場合には、適宜、当該情報開示を行います。また、沈黙期間中であっても、すでに公表されている情報に関する質問への対応は、可能とします。

### 3. 本情報開示指針の改訂

本内容を改訂する場合には、取締役会で審議・承認を得ることとします。但し、軽微な改訂については、管理部が起案し、取締役への報告を行うことで改訂することができることとします